

附属機関等の会議開催予定通知書

会議の名称	山口県文化財保護審議会	
議題	(1) 会長及び副会長の選任について (2) 県指定有形文化財の指定について (3) 県指定無形文化財保持者の追加認定について	
日時	令和7年2月4日(火)13:00から15:30まで	
場所	山口県庁 共用第2会議室(本庁4階)	
公開状況	公開	部分公開
部分公開の場合 その区分	公開部分	議題(1)及び議題(2)
	非公開部分	議題(3)
非公開部分について の理由	山口県情報公開条例第23条第1号該当 (情報公開条例第7条第1項の個人に関する情報を扱う審議のため)	
傍聴人の定員	5人	
会議開催前の報道 発表等の有無	あり(1月15日予定)・なし	
傍聴の受付 ※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。	当日12:45から、先着順に受け付ける。	
担当課名等	文化振興課 文化財班 電話番号(083)933-4666	内線 4668

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。